

拡大型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記の委託業務について、拡大型プロポーザル方式（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン(R5.6)」及び「建設関連業務の総合評価落札方式に関する運用の手引き（試行）（R5.7）」に準拠）に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公示する。

令和7年6月17日

青森県知事 宮下 宗一郎

記

1. 業務概要

(1) 業務名

委街第2号 おいらせ町都市活力創出拠点地区まちづくり構想策定支援業務委託

(2) 業務目的

おいらせ町は、平成18年の合併以降も旧町の中心市街地が中心地としての機能を担ってきたが、現在は空き地や空き店舗の増加、公共施設の老朽化等によって、にぎわいや都市機能の空洞化が進行しており、町全体の持続性に影響を及ぼしている。さらに、現在の町役場本庁舎、分庁舎及びおいらせ病院は津波や洪水の浸水想定区域内にあることから、区域外の大型商業施設隣接地へ移転予定となっている。

これらの移転予定地は、『第2次おいらせ町総合計画 後期基本計画』及び『おいらせ町都市計画マスタープラン』において「都市活力創出拠点」として新たなまちの核と位置づけている。しかしながら、当該拠点においては活用可能な既存ストックが乏しく、土地利用上の制約といった課題を抱えているほか、大型商業施設事業者との連携のあり方や、地域との新たな関係構築も検討すべき重要なテーマとなっている。

こうした状況を踏まえ、本業務では都市活力創出拠点を基軸としながら、町内に分散する複数の拠点の役割や機能分担を明確化するとともに、段階的な施策展開の方向性を整理する。併せて、大型商業施設事業者を含む拠点毎の民間事業者等との官民協働による都市機能の形成にも配慮しながら、今後のおいらせ町による計画策定や関連施策に資するまちづくり構想（案）をとりまとめることを目的とする。

(3) 主たる業務内容

- 1) 計画準備
- 2) まちづくり構想の目的・位置づけ等の整理
- 3) 現況及び前提条件の整理

- 4) 拠点及び連携軸の配置方針の検討
- 5) 拠点整備の方針の検討
- 6) 構想実現化に向けたロードマップの作成
- 7) 庁内ワーキンググループの運営支援
- 8) 民間事業者との調整支援
- 9) まちづくり構想（案）のとりまとめ
- 10) 打合せ協議
- 11) 業務報告書作成

2. 業務量の目安

業務委託料は 18,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3. 履行期限

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 手続等

(1) 担当部局

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号
青森県県土整備部都市計画課市街地整備グループ
担当：伊藤（イトウ）
TEL：017(734)9682（直通）
FAX：017(734)8196
e-mail：toshikei@pref.aomori.lg.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和 7 年 6 月 17 日から令和 7 年 7 月 17 日まで青森県県土整備部都市計画課ホームページ上で交付する。

(3) 参加表明書の受付期限並びに提出場所及び方法

令和 7 年 7 月 17 日 午後 5 時まで

提出は、上記日時までに 1 部、都市計画課市街地整備グループ担当者へ提出する。

（持参及び郵送等に加え、電子メール（PDF）等での提出も認める。電子メールでの提出の場合は押印の省略を認める。書類の受理について、必ず担当部局へ確認すること。）

(4) 技術提案書の受付期限並びに提出場所及び方法

令和 7 年 7 月 17 日 午後 5 時まで

提出は、上記日時までに1部、都市計画課市街地整備グループ担当者へ提出する。

(持参及び郵送等に加え、電子メール(PDF)等での提出も認める。電子メールでの提出の場合は押印の省略を認める。書類の受理について、必ず担当部局へ確認すること。)

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 青森県財務規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (3) 契約書作成の要否：要。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口：上記4.(1)に同じ。
- (5) 詳細は、説明書による。